

# 第6次野木町行政改革大綱



令和3年3月

野 木 町

# 目 次

はじめに	1
1 推進期間	2
2 第6次行政改革の基本方針	2
3 基本方針実現のための具体的項目	
第1章 持続可能な財政運営	
1 事務・事業の見直し	3
2 財源の確保	4
3 民間活力の活用の推進	4
4 公営企業の健全経営	5
第2章 効果的・効率的な行政運営	
1 効果的・効率的な組織	5
2 定員管理および業務の効率化	6
3 社会の変化に対応できる人材育成の推進	6
4 質の高い行政サービスの提供	7
5 効果的な情報発信の強化	7
第3章 町民との協働によるまちづくり	
1 町民と共に創るまちづくり	8
2 町民・企業・教育機関との協働の推進	8

## はじめに

この度、第6次野木町行政改革大綱がまとまりましたので、一言ご挨拶申し上げます。

現在、我が国は、人口減少や少子高齢化をはじめ、町民の方々の暮らし方や意識の多様化など大きな変化の中にあります。そのような中、国は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る様々な課題に総合的に取り組んでおり、新たな社会であるSociety5.0を見据え、行政サービスにおいてもICTを活用した利便性向上を推進しております。

これらに対応するためにも、野木町も常に組織機構等の見直しや行政改革を進めていく必要があります。

野木町では「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を将来像として目指し、総合計画や総合戦略の各種施策に活かしながら強力で推進していかねばならないと考えております。しかしながら、財政状況は、令和元年より世界的に感染拡大した、新型コロナウイルス感染症による景気の落ち込みにより、町税収入はこれまでにない厳しい減収が見込まれ、歳出においては、国の制度に伴う社会保障経費はさらに増えていくと見込まれます。このことから、今後もさらなる行政改革が必要となります。

職員一丸となって行政改革推進体制の強化と、徹底した職員の意識改革を実践するとともに、健全な行財政運営を目指さなければなりません。

本大綱では、これまでの行政改革の成果や社会経済環境の変化を踏まえて、新たな行政課題に対応するとともに、さらなる行政改革の歩みを着実に進めるための方向性を示しました。より効率的で的確な行政サービスが町民に行き届くよう、更なる行政改革に取り組んでまいります。今後も皆様のご協力ご支援を賜りますようお願いいたします。

野木町長 真瀬宏子

# 1 推進期間

第6次行政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 2 第6次行政改革の基本方針

国では、本格的な人口減少や高齢化の進行、社会経済のグローバル化の進展や社会のデジタル化は急速に進み、時代の大きな変化の中にあります。

本町では、平成8年度の「第1次野木町行政改革大綱」以降、地方分権、財政の自立化、少子高齢化、町民ニーズの多様化等の課題に対応していくため、5次にわたる行政改革を進め、最少の経費で最大の効果を上げる行政経営の実現に取り組んできました。

一方、本町の財政は、将来的に、生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少が懸念されるとともに、高齢化の進行に伴う社会保障経費はさらに増えていくと見込まれます。

このことから、今後もさらなる行政改革が必要となり、効果的・効率的な町政の実現を町民との協働により図っていくため、行政改革の基本方針を以下のとおり3つ掲げました。進捗や成果について常に点検し、必要に応じて内容の見直しを図り、第8次野木町総合計画及び第2期野木町総合戦略と行政改革との整合性のある取り組みを目指していきます。

### (1) 持続可能な財政運営

令和元年度に策定した『野木町財政計画』を基に、今後も町が持続可能となるような財政運営を推進し、財政の健全性の確保を図ります。

### (2) 効果的・効率的な行政運営

行政組織の見直しや人材育成を図り、ICTの利活用等により効果的・効率的な行政の改革を推進し、町民サービスの向上やコスト削減を図ります。

### (3) 町民との協働によるまちづくり

町民や民間企業、ボランティア等、様々な主体の町政への参画を推進し、地域の特性を活かしながら、協働によるまちづくりを推進していきます。

### 3 基本方針実現のための具体的項目

#### 第1章 持続可能な財政運営

##### 1 事務・事業の見直し

###### ○財政計画の推進

令和2年度から令和7年度までの6年間の財政計画をもとに、財政構造の弾力性や財政運営の安定性・継続性を保ちながら、財政の健全性を確保していきます。

また、町民が町の財政状況を容易に判断できるよう適切な情報提供を行います。

なお、令和7年度に財政計画が満了することに伴い、再度財政計画の見直し等を行います。

###### ○事務事業の定期的な見直し

事務事業の定期的な見直しを行い、業務の効率化を図ります。

また、町民を含めた事業評価制度及び外部評価の実施に向けた検討を行います。

###### ○0（ゼロ）予算事業の推進

創意工夫と新しい発想により町の活性化や町民サービスの向上となるよう予算を伴わない事業を推進します。

## 2 財源の確保

### ○税外収入の拡大

広告料収入の更なる増加、売却可能資産の処分及びふるさと納税制度等を活用します。また、クラウドファンディング※1 の検討も行い、様々な角度から税外収入の確保に努めます。

### ○町税等の収納率の向上

既存の納付方法に加え、ペイジー（A T M・インターネットバンキング）、キャッシュレス対応等、多様な納付方法を検討し、利便性の向上を図ります。

また、歳入の確保及び公平性を保持するため、町税等の滞納整理を推進します。

### ○財政マネジメントの強化

「公共施設等総合管理計画」などを基に、公共施設の長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化を図っていきます。

また、中長期的な財政運営や予算編成等に財務諸表を活用して長期的な財政確保に努めます。

## 3 民間活力の活用の推進

### ○民間活力の活用

P P P / P F I ※2 を検討する事により、行政責任の確保、町民サービスの向上などについて検討しながら民間活力を取り入れ、限られた財源の中で効率的な行政経営を推進します。

### ○民間委託の推進

事務事業全般について、委託の可能性などの検討を行い、行政責任の確保と町民サービスの維持向上に留意しつつ、条件が整ったものから順次民間委託を推進していきます。

### ○指定管理者制度の推進

公の施設の管理運営については、町民サービスの向上や経費の節減が図れるかを検証し、その結果により指定管理者制度※3を推進します。

## 4 公営企業の健全経営

### ○公営企業の健全経営の推進

安定的なサービスの提供、経営基盤の強化を図るため、地方公営企業※4については、独立採算性を原則とする健全かつ持続的な事業経営を推進します。

### ○公営企業財政マネジメントの強化

水道事業及び下水道事業の将来を見据えた経営戦略を基に、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めていきます。

### ○公営企業会計の透明化

水道事業及び下水道事業について、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を公表し会計の透明化を図ります。

## 第2章 効果的・効率的な行政運営

### 1 効果的・効率的な組織

#### ○効果的・効率的な組織機構の構築

社会情勢の変化や多様な町民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、効果的・効率的な組織機構の構築を図ります。

#### ○ICTの活用による事務の効率化

ICT※5の効果的な活用等により、事務処理の改善、効率化を進めます。  
併せて、会議のペーパーレス化や庁内電子決裁の導入等に向けた調査研究をします。

## 2 定員管理および業務の効率化

### ○適正な職員数の確保

定員管理により、計画的な職員採用を実施し、適正な職員数の確保に努めます。

### ○時間外勤務の削減

徹底した業務の見直しにより効率的な行政運営を実現し、働き方改革※6の推進により、時間外勤務の削減に努めます。

### ○職員提案制度の活用

職員提案制度を有効に活用し、職員の職務への積極的な姿勢を促進するとともに、職員のアイデアによる行政サービスの向上や改善を進めます。

## 3 社会の変化に対応できる人材育成の推進

### ○人材育成基本方針の着実な実施

人材育成基本方針に掲げる5つの「求められる職員像」実現のため、行動指針に基づく人材育成を実行していきます。

また、令和5年度に実施計画が満了することに伴い、基本方針及び実施計画の見直しを行います。

### ○職員研修の充実

職務・階層に応じた、県及び小山地区の研修に加え外部講師による町独自の研修も充実させるとともに、「自ら積極的に参加する研修」を加えることで、職員の主体性・独自性を育てていきます。

幅広い政策運営が出来るように、民間企業からの講師派遣や町職員の企業派遣など様々な研修を検討します。

### ○人材の有効活用

県との人事交流や再任用制度を有効活用することにより、職員の育成を図ります。

## 4 質の高い行政サービスの提供

### ○マイナンバー制度※7の利用促進

マイナンバーの情報連携を推進することで、業務の効率化および町民の利便性の向上を図ります。

### ○ICTを活用した行政サービスの推進

スマート自治体※8の実現に向けA I・R P A※9等のICTを活用し、より簡素で合理的な行政運営を図ります。

スムーズな窓口対応を目指し、オンラインによる申請のデジタル化、証明書発行等にかかる手数料納付のキャッシュレス対応について検討を行います。

### ○自治体及び民間団体等との連携

他自治体等と連携することで、質の高い行政サービスの提供を推進します。

また、企業や諸団体などと連携を図り、災害時においても対応出来るように、連絡調整の強化や協定の締結を推進します。

## 5 効果的な情報発信の強化

### ○報道機関等の活用

町の事業や施策に関して、報道機関等への情報提供などを積極的に行い、効果的な情報発信に努めます。

### ○ホームページ等の充実

ホームページは、情報の一元化を図り、見やすい情報発信を目指します。

また、SNS※10を活用し、幅広い年齢層へ情報を発信するほか、新たな情報発信方法を検討します。

## 第3章 町民との協働によるまちづくり

### 1 町民と共に創るまちづくり

#### ○自治基本条例の検証

住民自治に基づく自治体運営の基本原則となる自治基本条例の効果検証を行います。

#### ○協働のまちづくりの推進

「野木町協働のまちづくり指針」により、町民等の協働に対する意識の高揚を図り、協働のまちづくりを推進します。

#### ○町民参画機会の拡大

町の基本政策等の策定にあたり、町民も委員等で参加し、さらに町民の意見を反映させるため、パブリック・コメント※11等を実施し、町民の町政参画機会を拡大していきます。

#### ○男女共同参画社会の推進

「男女ともいきいき活躍できるまち」を基本理念とし、「第3次野木町男女共同参画プラン」に基づき施策を推進します。

### 2 町民・企業・教育機関との協働の推進

#### ○町民活動の支援

町民活動の普及・啓発に努めます。さらに、総合サポートセンター「ひまわり館」やボランティア支援センター「きらり館」を拠点として、ボランティアやNPO団体の育成・支援を推進します。

#### ○民間企業との協働

民間企業と連携をとることにより、企業の強みを活かして地域課題に取り組む新たな協働を推進します。

#### ○教育機関との連携

小中学校・高校・専修学校・大学等と連携をとることにより、若い人材や専門知識を持った人材を活用した事業を推進していきます。

## ※用語集

No.	用語	説明
1	クラウドファンディング	不特定多数の人々がインターネット等を介して他の人々や組織に財源の提供を行うことを言います。
2	PPP/PFI	PPPとは、公共を担う行政（PublicのP）と、民間で活動を行う人々（PrivateのP）が連携する形（Partnership）のことです。 PFI（Private Finance Initiative）とは、PPPの主要な方法であり、公共施設等の建設、維持管理や運営等について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことを言います。
3	指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度です。
4	地方公営企業	地方公共団体が地方公営企業法に基づき経営する事業です。本町においては水道事業・下水道事業があります。
5	ICT	インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー（Information and Communication Technology）の略で、情報や通信に関する技術の総称です。
6	働き方改革	人口減少に伴い、労働人口も減少していきます。労働力不足を解消し一億総活躍社会をつくるために、「働き手を増やす」「出生率を上げて将来の働き手を増やす」「労働生産性を上げる」ことに取り組むことを言います。取組として、長時間労働の改善や非正規と正社員の格差是正、高齢者の就労促進があります。
7	マイナンバー制度	行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。町民一人一人に12桁からなる個人番号を付番し、社会保障・税・災害対策の各分野のうち、法律で定められた行政手続で個人番号を利用することです。
8	スマート自治体	AI（人工知能）等の活用により事務の効率化を図り、職員を事務作業から解放するとともに、職員が、職員でなければできない、より価値のある業務に注力できる、将来の自治体像として、スマート自治体の実現が求められています。
9	AI・RPA	AI（Artificial Intelligence） アーティフィシャル インテリジェンスの略で、人工知能のことです。 RPA（Robotic Process Automation） ロボティックプロセスオートメーションの略で、人間がコンピューターを用いて行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作が代替すること。
10	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトの事です。
11	パブリック・コメント制度	町の重要な政策・制度等を立案する際に、広く町民の皆様から意見や情報を提供していただく機会を設け、寄せられた意見の概要及びそれに対する町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。